

福祉生活病院常任委員会資料

(平成30年11月29日)

【件名】

- 1 とっとり介護フェア2018の開催状況について (長寿社会課)・・・1
- 2 平成30年度企業子宝率調査並びに第9回子育て川柳コンテストに係る知事表彰の受賞の決定及び表彰式の開催について (子育て応援課)・・・2
- 3 保育・幼児教育の質の向上と保育士養成・確保に関する鳥取短期大学との協定締結について (子育て応援課)・・・3
- 4 若年者オンラインカウンセリング実証事業の実施結果等について (健康政策課)・・・4
- 5 ハンセン病回復者との県民交流事業の実施報告について (健康政策課)・・・8
- 6 鳥取県歯科保健推進計画に係るパブリックコメントの実施結果及び当計画の策定について (健康政策課)・・・9
- 7 薬剤師の採用状況等に係る調査結果について (医療・保険課)・・・14
- 8 安定ヨウ素剤の事前配布の実施結果について (医療・保険課)・・・16
- 9 平成30年度第3回県・市町村国民健康保険連携会議の検討結果について (医療・保険課)・・・17

福祉保健部



とっとり介護フェア2018の開催状況について

平成30年11月29日
長寿社会課

県民の介護の仕事に対する意識、イメージの革新を図るため「とっとり介護フェア2018～いきいき長寿の祭典～」を開催しました。

- 1 日 時 平成30年11月11日(日) 午前10時から午後4時まで
- 2 場 所 あやめ池スポーツセンター(東伯郡湯梨浜町藤津650)
- 3 来場者数 450名
- 4 内 容

(1) ステージイベント

イベント	内 容
オープニング	はわいこども園によるフラダンス披露、来賓挨拶(湯梨浜町 副町長 亀井 雅議)
感謝の手紙表彰式	「感謝の手紙」、「介護エピソード」、「介護川柳」3部門の優秀賞を表彰 (当日は、介護エピソード部門・最優秀賞 杉山 舞美さん(鳥取県)他3名の受賞者に表彰)
クロージング	将来の介護を担うYMCA米子医療福祉専門学校、鳥取社会福祉専門学校の生徒の2校合同による手話「ふるさと」披露

(2) ブース設置

ブース名	内 容
ゆるスポーツ競技	介護とそれを支える介護の仕事への興味、理解を深めることを目的に、子どもからお年寄りまで誰もが楽しめる「ゆるスポーツ」を実施 (当日は、鳥取県オリジナルのゆるスポーツも初公開)
お役立ち・団体紹介	血圧・身長・体重・骨密度測定や災害介護に役立つ用具作成・展示の他、介護相談、近隣施設見学会ツアー等の実施 【出展団体】 鳥取県老人保健施設協会、鳥取県老人福祉施設協議会、鳥取県小規模多機能型居宅介護事業所連絡会、鳥取県民間介護事業者協議会、鳥取県介護支援専門員連絡協議会、鳥取県介護福祉士会、鳥取県社会福祉協議会、YMCA米子医療福祉専門学校、鳥取社会福祉専門学校
福祉機器展示・体験	最新福祉機器展示、未来の介護現場を体験できるコーナー設置
ワークショップ	ガラス瓶に入った植物を入れて楽しむハーバリウムの制作
その他	・物販コーナー(倉吉農業高等学校による野菜・花の苗販売 他) ・飲食販売コーナー(ばにーのパン、吉華の牛骨ラーメン 他)



- 5 実施主体 介護のイメージ変革プロジェクト実行委員会* (県委託事業)
※県内の介護事業者・職能団体、介護福祉士養成機関等が連携し事業推進する会
- 6 その他 毎年11月4日から17日までは厚生労働省の定める、福祉・介護サービスの意義の理解を一層深めるための普及啓発及び福祉人材の確保・定着を促進する「福祉人材確保重点実施期間」であり、11月11日は「介護の日」として設定されている。

平成30年度企業子宝率調査並びに第9回子育て川柳コンテスト
に係る知事表彰の受賞の決定及び表彰式の開催について

平成30年11月29日
子育て応援課

平成29年度に、11月19日が「いい育児の日」として（一社）日本記念日協会に認定されたことから、「いい育児の日」に関連して、鳥取県企業子宝率調査並びに子育て川柳コンテストに係る知事表彰の表彰式を実施しました。

「いい育児の日」とは

日本創生のための将来世代応援知事同盟サミット in とくしま (H29. 5. 20 開催) において、「家庭や家族を大切にするライフスタイル」や「子どもの成長と子育てを社会全体で応援する機運」の醸成を図ることを目的とし、日本創生のための将来世代応援知事同盟として11月19日を「いい育児の日」として定め、（一社）日本記念日協会に認定・登録されました (H29. 11. 2 登録)。

1. 表彰式の実施日時及び場所

- (1) 実施日時：平成30年11月18日（日）14時～14時30分
- (2) 実施場所：鳥取砂丘こどもの国（鳥取市浜坂1157-1）そうぞう館
- (3) 表彰状授与者：子育て応援課長（知事の代理）

2. 鳥取県企業子宝率調査知事表彰の概要

県内企業の「企業子宝率」及び「企業内の子育てしやすい職場環境づくりの取組」について調査を行い、企業子宝率が高く、子育て支援やワーク・ライフ・バランスの推進に率先して取り組んでいると認められる次の企業・団体を表彰するとともに、その取組等を紹介する冊子を作成しました。

【表彰企業（合計7社・団体）】

- ・大山乳業農業協同組合（琴浦町）
- ・有限会社共栄部品（米子市）
- ・社会福祉法人青谷福祉会特別養護老人ホームなりすな（鳥取市）
- ・株式会社大丸水機（米子市）
- ・有限会社國本建設（智頭町）
- ・株式会社ヒノコンサルタント（米子市）
- ・日本基督教団倉吉教会附属めぐみ保育園（倉吉市）

3. 子育て川柳コンテストの概要

「子育て王国鳥取県」の機運を盛り上げることを目的として、「第9回子育て川柳コンテスト」を実施したところ、大人の部272作品、子どもの部633作品の応募があり、子育て川柳コンテスト審査委員会の審査により受賞者を決定し、この度表彰しました。

なお、知事表彰とは別に、本コンテストの趣旨に御賛同いただいた協賛企業（合計18社）に選定された協賛企業表彰作品も含めて、県内各地で受賞作品の巡回展示を実施します。

(1) 知事表彰受賞作品

区分	賞名	作品	受賞者
大人の部	最優秀賞	孫4人 柱の傷は 大接戦	鳥取市 中江 三青さん
	優秀賞	子の笑顔 疲労吹き飛ばす 消しゴムだ	鳥取市 西山 紀子さん
		パバママも 生まれた日から 1年生	米子市 山本 史子さん
子どもの部	最優秀賞	休日は 父さんシェフで ぼくが助手	米子市 小松原 一真さん
	優秀賞	すべりだい おりたさきには おかあさん	日野町 遠藤 里奈さん
		にぎやかかい せみとかぞくの だいがっしょう	琴浦町 御崎 翔星さん

(2) 受賞作品の巡回展示予定

- ・11月18日～12月4日
鳥取砂丘こどもの国（鳥取市浜坂）
- ・11月23日～12月5日
夢みなとタワー（境港市竹内団地）
- ・12月6日～12月26日
県立図書館（鳥取市尚徳町）
- ・12月8日～12月19日
鳥取二十世紀梨記念館「なしっこ館」
（倉吉市駄経寺町）



保育・幼児教育の質の向上と保育士養成・確保に関する鳥取短期大学との協定締結について

平成30年11月29日

子育て応援課

県と鳥取短期大学は、鳥取県立保育専門学院が担っていた保育士養成の機能を鳥取短期大学に引き継ぐため、「保育士養成のあり方に関する協定」を平成25年5月に締結し、協力して保育士養成を進めてきたところです。

このたび、入学定員数増など保育士養成の機能を鳥取短期大学に引き続き担っていただくことに加え、保育・幼児教育の一層の質の向上と保育士確保に連携して取り組むため、新たに「保育・幼児教育の質の向上と保育士養成・確保に関する協定」を締結しました。

1 協定締結式の概要

- (1) 日時 平成30年11月6日(火) 午後5時から5時15分まで
- (2) 場所 鳥取看護大学(倉吉市福庭854)
- (3) 協定者 鳥取県知事 平井伸治、学校法人藤田学院理事長 山田修平

2 協定の概要

(1) 前協定をそのまま引き継ぐ項目

- ・鳥取県立保育専門学院が経済的困難を抱える学生の資格取得・経済的自立の支援等という役割を果たしてきた歴史的経緯や充実した実習により保育士の育成をしてきたという特色を踏まえ、その伝統や役割が鳥取短期大学に引き継がれるようお互いが努力する。

(2) 期間を延長する項目

前協定において平成26年度から平成30年度までの5年間の措置と定めていた以下の項目について、2019(平成31)年度から2023年度までの5年間に延長する。

- ・鳥取短期大学は入学定員数を25人増加させ、145人とする。
- ・県は、鳥取短期大学の入学生について、学生の経済的支援制度を継続する。
- ・県は、鳥取短期大学が行う保育実習強化のための教員体制の充実に対し、必要な財政支援を行う。

(3) 新たに盛り込む項目

- ・県と鳥取短期大学は、保育・幼児教育の質の向上に向けて現職保育者及び今後保育・幼児教育の現場での就業が見込まれる者(潜在保育士)に対するリカレント教育(学び直し)など、様々な保育の需要に応じた学習機会の提供について連携しながら取り組む。
- ・鳥取短期大学は、県が行う保育人材の確保やその他保育・幼児教育の質の向上に関する取組について必要な協力を行う。

若年者オンラインカウンセリング実証事業の実施結果等について

平成30年11月29日
健康政策課

若年者の自死対策の相談体制の構築に繋げるため、若年者を対象とした、SNS(LINE、Twitter)を活用したオンラインカウンセリング実証事業を9月10日(月)から9月30日(日)までの21日間実施しました。

また、11月7日(水)に、当該実証事業の結果を踏まえた今後の若年者の相談支援体制のあり方等について検討するため、若年者自死対策相談支援体構築検討会を開催しましたので、その結果を報告します。

1 若年者オンラインカウンセリング実証事業の実施結果

■ 目的	若年者に日常的なコミュニケーション手段として広く利用されるSNSを活用した相談事業を試行実施し、今後の若年層向け自死対策における相談体制の構築に繋げる。
■ 実証期間	平成30年9月10日～9月30日(上記期間後、返答期間を7日間設定)
■ 相談対応時間	午後5時から9時まで
■ 相談体制	専門のカウンセラー3人(東京メンタルヘルス株式会社に業務委託)
■ 相談実績	延べ125件、70人(友だち登録75人) ・人間関係に関すること(家庭・友達・恋愛など) 28件 ・学校に関すること(学業・進学・いじめ・不登校など) 23件 ・健康やメンタル不調に関すること 17件 ・仕事や生活に関すること 5件 ・自死念慮 1件 ・その他(性格・ライフスタイル・自責・後悔など) 72件 ※複数の相談内容がある場合、それぞれに計上しているため計が合致しない

(参考) とっとりSNS相談の実施内容

- ・概ね40歳までの方を対象としたLINE、TwitterによるSNSを活用した相談
- ・QRコード等から相談アカウントにアクセスし、「相談したい」と書き込み、相談を開始
- ・複数の利用者から同時に相談がある場合や相談時間外については自動応答で一時対応、その後対応可能になり次第、順次相談対応

2 若年者自死対策相談支援体構築検討会の開催概要

- (1) 日時、場所 11月7日(水) 午後1時30分～午後3時、県庁第2庁舎第22会議室
- (2) 出席者 心といのちを守る県民運動委員(鳥取大学医学部、鳥取県看護協会、精神保健福祉センター、鳥取産業保健総合支援センター、鳥取県PTA協議会、いじめ・不登校総合対策センター、県警本部生活安全企画課、鳥取いのちの電話、鳥取県民生児童委員協議会)、教育委員会事務局、青少年・家庭課、学生等
- (3) 議題 ①オンラインカウンセリング「とっとりSNS相談」の実証結果について
②若年者に効果的な相談支援体制のあり方について
- (4) 検討会での主な意見
 - ・子どもたちの悩みが増えやすい時期(年度替わりや夏休み後半～明けなど)も相談実施できないか。(鳥取県PTA協議会、民生児童委員協議会)
 - ・医療機関に通う人からの相談は、主治医に連絡することも考えてよいのではないか。(鳥取大学医学部)
 - ・SNS相談だけでなく、周り(家族、教員等)の実際の対応にも力を入れてほしい。(学生)

3 今後の対応（案）

実証事業の結果等を踏まえ、SNS相談に一定のニーズがあったことから、悩みや不安を気軽に相談できるように、SNSを活用した相談事業を通年で実施することを検討中。

【現時点で検討している内容（とっとりSNS相談）】

区分	内容
相談方法	LINEを活用した相談
相談期間	平成31年6月1日から平成32年3月31日まで
相談日数	59日間（期間中の5、10、15、20、25、30日に相談日を設ける。）
相談時間	4時間/日
相談員数	2名
委託先	専門の民間企業

※H30実証事業からの変更点

- ・LINEのみの相談実施
- ・実施期間の延長（6月1日（委託契約後）～3月31日）
- ・相談日の指定（5、10、15、20、25、30日に設定）
- ・相談員数の変更（H30年度：3名→H31年度：2名）

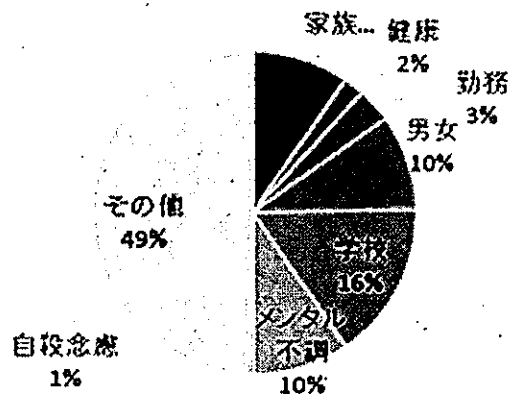
（参考）

男女別、相談内容別の相談件数

■「学校」に関する内容が最も多く、次いで、「家族」「男女」「メンタル不調」に関する相談が多かった。

主な相談内容

家族	14
健康	3
経済・生活	0
勤務	5
男女	14
学校	23
メンタル不調	14
自殺念慮	1
その他	72
合計(件)	146



性別ごとの相談内容

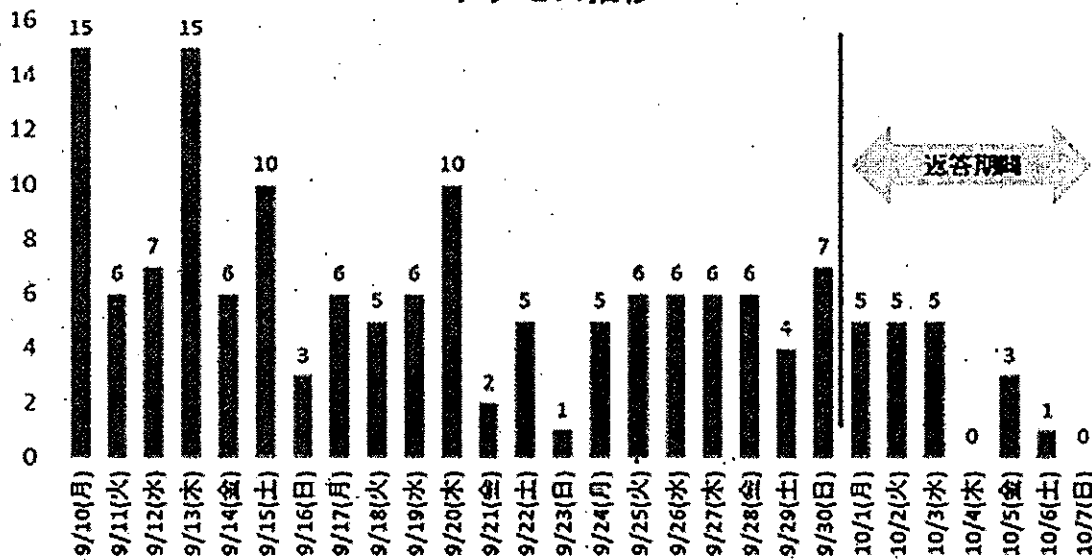
	家族	健康	経済・生活	勤務	男女	学校	メンタル不調	自殺念慮	その他	計
男性	1	0	0	1	0	2	0	0	0	4
女性	13	3	0	2	14	21	13	1	36	103
年齢不詳	0	0	0	2	0	0	1	0	36	39
計	14	3	0	5	14	23	14	1	72	146

※相談内容が複数にわたる場合は、それぞれに計上しているため計が一致しない。

アクセス件数

- アクセス総件数 156件
- 相談を開始した初期が多いが、6件程度で推移

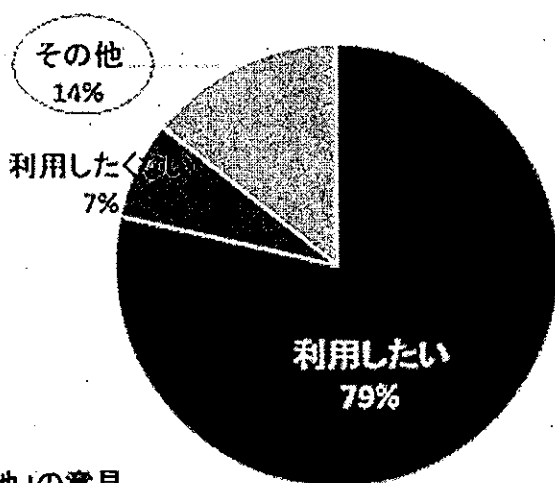
アクセス推移



※アクセス数 = 友だち登録件数 + ブロック件数 + メッセージ送信件数

オンラインカウンセリングの継続について

これからも利用したいか



継続支援
希望

8割

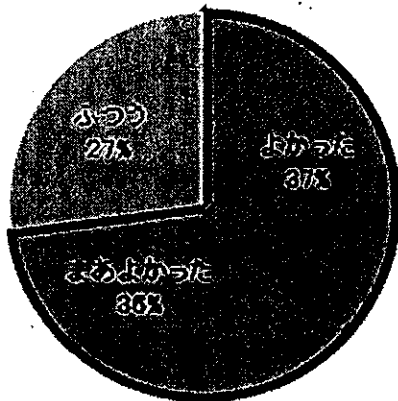
「その他」の意見

- ・その時の状態による。
- ・利用するかはわからないがあるとうれしい。
- ・不安になったときに気軽に相談できると思う。

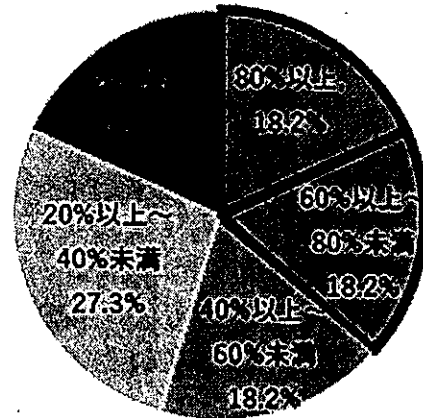
相談満足度

- オンラインカウンセリングを利用した7割が、相談について「よかった」、「まあよかった」と回答。
「よくなかった」、「あまりよくなかった」と回答した利用者はいなかった。
- 問題解決度は60%以上が4割未満となった。

相談してよかったか



どれくらい問題が解決したか



オンラインカウンセリング相談者の声

高校生・女性
 期間限定ではなく、いつでも相談できるという安心感が欲しい。ずっとやっていてほしかった。もう少し時間も長ければよかった。

20代・女性
 相談したいことを時間外に送っておき、対応してもらえる仕組みがあると嬉しい。

高校生・女性
 薬外の私にも、親身になって相談に乗っていただいた。

40代・女性
 相談までにはいかなかったも、聞いてもらえたら少し楽になるかな、と思うことはあった。これからは機会があれば利用したい。

高校生・女性
 今まで相談機関の利用経験がなかったが丁寧に相談のしてもらい嬉しかった。このような気遣い利用できる相談機関があるととても助かる。

30代・女性
 時間切れになり明日以降もお待ちしていますと言われた。前日の続きからかと思ったら相談内容を全く把握していない状態からのスタートだったので戸惑った。そのようなシステムだと分かるように注意書き等を書いておいてもらえると助かる。

ハンセン病回復者との県民交流事業の実施報告について

平成30年11月29日
健康政策課

ハンセン病人権問題への理解を深めるため、一般県民の皆さんの参加を募り、国立ハンセン病療養所を訪問する「ハンセン病回復者との県民交流事業」を実施しましたので、その概要を報告します。

1 実施日時

平成30年10月23日(火) 午後1時～4時40分

2 訪問先

国立療養所長島愛生園、国立療養所邑久光明園(岡山県瀬戸内市邑久町虫明)

3 参加者数・計67人

- ・応募県民53人(東部20人、中部10人、西部23人)
 - ・県議会福祉生活病院常任委員会から、稲田寿久委員、市谷知子委員、浜田妙子委員、福浜隆宏委員の4名が参加
- ※スタッフとして参加した県職員10人

4 訪問内容

(1) 長島愛生園

- ①歴史館展示室見学、ビデオ視聴
- ②歴史回廊見学
 - ・収容棧橋(隔離患者が上陸)
 - ・回春寮(入所手続、消毒等を実施)
 - ・監房(逃走した入所者を懲戒的に収監)
 - ・目白寮跡(歌人として有名な明石海人(あかしかいじん)が入所していた寮の跡地)
- ③納骨堂お参り、焼香
- ④入所者自治会長 中尾 伸治(なかお しんじ)氏の講演

(2) 邑久光明園

納骨堂お参り、焼香

(3) 人間回復の橋「邑久長島大橋」見学

※昭和63年5月9日に本州と長島を結ぶ橋として開通

5 その他

(1) 参加者の感想(抜粋)

- ・改めて考えさせられることの多い貴重な経験をした。交流活動の広がり継続を強く願う。
- ・自分だけの知識とせず、町内会や仲間の集まりで話したい。
- ・ハンセン病についての正しい知識を得ることにおいて、非常に有意義な研修であった。
- ・偏見、差別の怖さの事実を知り、大変勉強になった。
- ・これまでDVDや資料等で学習していたが、現地で学ぶこと、感じるが多かった。

(2) これまでの実績

平成13年から実施、過去5年の参加状況(一般県民)

- ・H29:56人、H28:47人、H27:45人、H26:58人、H25:73人

鳥取県歯科保健推進計画に係るパブリックコメントの実施結果及び当計画の策定について

平成30年11月29日
健康政策課

鳥取県歯科保健推進計画の策定に当たり、県民の皆様の御意見を幅広く伺うためパブリックコメントを実施し、意見概要及びその対応結果について取りまとめましたので、その概要について報告します。

また、当該結果を踏まえた上で、鳥取県歯科保健推進計画を策定したので、併せて報告します。

1 パブリックコメントの実施結果

(1) 意見募集期間

平成30年9月4日(火)から9月25日(火)まで

(2) 意見募集の概要

県民の生涯にわたる健康の保持増進に寄与するため、歯と口腔の健康づくりに関する取組を総合的かつ計画的に推進するための計画の策定作業を行っている。

策定に当たっては、関係機関等の意見のほか、県民の皆様から幅広く御意見を伺うため、パブリックコメントを実施した。

(3) 応募のあった意見の概要

・意見の件数

40件(17人)

・主な意見及び意見に対する対応方針

別紙のとおり

・その他

今回の意見及びその対応結果については、県のホームページを通じて公表します。

2 鳥取県歯科保健推進計画「歯と口腔の健康づくりとっとりプラン」の概要

(1) 目指す方向性

〇80歳になっても20歯以上の歯を保ち(8020運動)、生涯自分の歯でおいしく食べる

- ・歯科健診(検診)受診率向上による歯周病予防の強化と罹患率の減少
- ・乳幼児期及び学齢期のむし歯の更なる減少と学齢期からの歯肉炎予防
- ・乳幼児期から高齢期までの口腔機能の獲得、維持、向上

(2) 計画の期間 平成30年度～平成35年度

(3) 主な取組内容

項目	主な取組内容
妊娠期	妊産婦歯科健診の普及、妊婦の歯と口の健康づくりに関する情報提供
乳幼児期	フッ化物塗布・フッ化物洗口等の推進、食育との連携による口腔機能向上の推進
学齢期	フッ化物洗口等の推進、学校における歯・口の健康づくりの推進、運動時における歯と口腔の外傷予防、ハイリスク者へのアプローチ
成人期	歯周疾患検診の普及、職域・地域での歯科保健の体制づくり、歯科医科連携の強化
高齢期	口腔ケア等についての情報提供、口腔機能向上の推進、在宅歯科診療の推進
障がい児者	障がい児者診療の対応可能な医療機関の情報提供
要介護者	高齢者福祉施設における歯科健診の推進
基盤整備	人材の育成・確保、多職種連携、災害時の歯科保健活動

(4) 主な目標指標

指標	現状 (年度)	目標値 (H35年度)
自分の歯を有する者の割合を増やす (80歳代で20歯以上)	35.1% (H28)	40%以上
むし歯のない子どもの割合の増加 (3歳児)	87.8% (H28)	95%以上
歯周病を有する者の割合の減少 (高校生)	5.3% (H28)	3%以下
フッ化物洗口を小・中学校等において取り組む市町村の増加	2市町村 (H28)	全市町村
成人歯科健診 (検診) を実施する市町村の増加	13市町村 (H29)	全市町村
後期高齢者歯科健診の受診率の増加	1.6% (H29)	6%
障がい児者の歯科治療に対応できる医療機関の増加	54施設 (H29)	80施設

別紙

【鳥取県歯科保健推進計画】

＜対応方針＞①反映した（一部反映も含む）、②記載済、③今後の検討課題、④反映できないもの、⑤その他

項目	主な意見	件数	対応方針
生涯にわたる歯科保健教育	ずっと自分の歯で食べ続けるための教育は早ければ早いほどよい。 できれば赤ちゃんの頃、もっと言えばお腹にいる時から、歯に関して勉強する機会があればいいと思う。歯みがきの大切さを理解し、身につく習慣になるまで一定期間経過を見る、むし歯があれば歯科受診を促す等でできればよい。	2	② ライフステージ別歯科保健対策の中で妊娠期からの歯科保健指導等の実施を盛り込んでいます。 また、保健指導等において、かかりつけ歯科医を持ち、早期の受診勧奨等の指導を行うなど、引き続き、丁寧な指導に努めていきます。
	医療費抑制のためにも、歯科疾患の予防と早期発見及び早期治療に取り組むことが必要。	2	② 基本理念に歯科疾患の予防、早期発見・早期治療について、主体的に取り組むことを掲げており、生涯にわたり取り組むこととしています。
学校での歯科指導	学校での歯科検診後の指導で親の責任で歯科受診をしなくてはならないのに半分からいの子どもは受診していない実態があると聞いた。なぜ、実態を掴んでいて改善がされないのか。	1	⑤ 学校では、繰り返し治療勧告書を発行したり、個別懇談時に受診を促す等の工夫を行いながら、早めの受診勧奨を行っているところです。 今後も効果的な方法について、関係機関と検討を重ね、対応していきます。
	子ども達にもっと自分の体や歯の大切さについて学習する場を作ってほしい。 子ども達の健康について親任せにできない時代になっており、もっと学校に丁寧な指導をお願いしたい。	1	⑤ 学校では、健康で安全な生活を自ら実践することができる児童生徒の育成を目指して、文部科学省発行の『「生きる力」をはぐくむ学校での歯・口の健康づくり』に基づき、歯科保健活動を実践しており、引き続き、丁寧な指導に努めていきます。
	義歯（入れ歯）や歯がない不便さを歯科医が学校で子ども達に教えることが必要。	1	⑤ 学校歯科医等による歯科保健教育の中で歯・口腔の大切さ等を指導していきます。
歯科関係者の人材確保	歯科医も高齢化しているので後継ぎを確保してほしい。	1	⑤ 現在、歯科医院のない市町村はないですが、今後も県民の皆様がどこで暮しても適切な医療提供が受けられよう関係機関とも連携を図っていきます。
	へき地や街の中核に歯科医院を設置して、利便性を向上させるなどの取組が必要。	1	
フッ化物洗口	学校現場で働いているが、現状、歯磨きの指導だけでも大変で時間も無い。 これ以上学校現場の負担を増やさないでほしい。学校教育におけるフッ素洗口・塗布など、フッ素化合物の使用に反対。	7	④ 学校などで集団で実施するメリットとしては、個人応用に比べて継続性が保たれるとともに、家庭環境等で十分なセルフ・ケアを実施することが困難な子どもでも、実効のある歯予防を受けることができます。 また、学校・園における保健活動全般の活性化を促し、歯科保健に対する子ども自身の積極的姿勢が形成されるなど、健康教育の面からも有用だと考えています。
	むし歯になりにくくなるからと安易にフッ化物洗口を集団（学校や保育園）に取り入れないでほしい。	1	
	学童のフッ素洗口を学校で教員がすることに違和感を感じる。家庭でフッ素入り歯磨剤を使えばよい。	1	
	フッ化物の危険性もよく考え、各家庭での個人対応にしていきたい。	2	

<対応方針>①反映した（一部反映も含む）、②記載済、③今後の検討課題、④反映できないもの、⑤その他

項目	主な意見	件数	対応方針
フッ化物 洗口	学校において、フッ化物という薬品を扱うことは疑問である。フッ化物という薬品を扱うこの事業に教職員が関わるべきではない。	1	④ 承認されたフッ化物製剤を定められた用量・用法に従って、学校・保育所の職員、保護者が1回分ごとに分封された薬剤を指定された量の水道水に溶解する行為は、1包装された内服の介助のレベルに相当するものと考えられ、学校現場における保健管理の一環としてみなされています。
	フッ化物洗口に対する危険性が指摘されている件について解決したのか。	4	⑤ フッ化物洗口・塗布には、通常の使用方法では急性中毒・過敏症状の危険性は否定されています。 歯のフッ素症はエナメル質形成期（0～8歳）に、一定濃度以上のフッ化物を毎日摂取する全身応用によって発症するものであり、通常の局所応用法では起きません。 また、全身影響への懸念はWHO（世界保健機関）等、世界の健康関連機関によって科学的に否定されています。 県では、厚生労働省のフッ化物洗口ガイドラインにおいて、4歳から14歳までの期間に実施することが、むし歯予防に最も効果があると示されていることから、鳥取県歯と口腔の健康づくり推進条例の基本的施策に位置付けて推進しているところです。
	危険性が指摘されているフッ素洗口・塗布など、フッ化物化合物の使用に断固反対。	3	
	いくら水で薄めても毒物は毒物。毒物は、少量ずつでも堆積していくことで、必ず将来的に何らかの病気等につながる。フッ化洗口などしないでいい。	1	
	小学校では、子どもたちが医薬品の犠牲になっている。フッ化物洗口で、「気持ち悪い」「つばが必要以上にたくさん出てくる」の声や、じんましんが出たということを開いたこともある。ある歯科医師は「牛乳を飲めば大丈夫」と回答された。一方で、「そういうのも副作用。適量であっても副作用が無いと言い切ることはできない。」と言われる歯科医師もいる。このような事実があるにも関わらず、県として推進するのはなぜか。	1	
	WHOでは、フッ化物洗口は6歳未満は禁忌となっている。	1	⑤ 6歳未満のフッ化物洗口禁忌は、水道水フロリデーションでの飲料水やその他食品からのフッ化物摂取量を総合的に考えた上での注意点で、WHOは学校でのフッ化物洗口を推奨しています。 また、厚生労働省のフッ化物洗口ガイドラインにおいても、4歳から開始し、14歳まで継続することが望ましく、生涯にわたって効果的であるとされています。
	フッ化物洗口の推進は止めてほしいが、条例で定められている以上、仕方ない。 せめて、具体の目標数値は設定しないでほしい。	1	④ 計画に定める取組を着実に推進し、その成果を検証等するためにも、できる限り具体の目標数値を設定することが必要と考えます。 なお、学校・保育所等におけるフッ化物洗口は保健管理の一環として行われるもので、国の通知にも「患者でない者へ服薬しない医薬品の使用の介助」は、医療行為にあたらないと記されており、医療行為には当たらないと考えています。
	フッ化物洗口は、医薬品を扱う医療行為であり、方向性だけを示すのであれば問題はないと考えるが、具体の数値目標を掲げるといふこと、しかもそれを県行政が掲げるのは大問題である。	1	

<対応方針>①反映した（一部反映も含む）、②記載済、③今後の検討課題、④反映できないもの、⑤その他

項目	主な意見	件数	対応方針
フッ化物洗口	フッ化物洗口の目標数値が、就学後の施設において17施設となっているがなぜ17施設なのか。また、医療現場の専門家が毎回来て全て実施するという事ならまだ理屈はわかるが、その医療行為は誰がするのか。	1	② 計画の目標設定数値を具体的な施設数から、実施市町村数に見直しました。 また、フッ化物洗口は医療行為にはあたらないため、学校や保育所の職員でも可能ですが、実際の導入に当たっては、実施施設とも検討をした上で、適切に取り組むことを考えています。
	説明するならばきちんと利点と危険性を入れることが必要。	1	⑤ フッ化物洗口の正しい知識の普及啓発として、出前説明会や研修会の開催、体験実施時にリーフレット等を活用した説明等を行っています。
喫煙	喫煙者は歯周病で歯を失う人が多いが、受動喫煙でも同様のリスクがある。禁煙により、本人・周囲の家族などから歯肉炎、虫歯、歯喪失、義歯修正等の減少が期待され、未永くよく噛むことができるようになる。 歯周病以外に口内炎や舌がん、食道がんなども喫煙・受動喫煙と因果関係があることから、これらも強調して施策・啓発を行うことが重要。	1	① 喫煙による健康への影響について、普及啓発を行うこととし、記載します。
	喫煙、受動喫煙のタバコに非燃焼の加熱式タバコ等の新型タバコも含めてほしい。	1	⑤ 改正健康増進法においては加熱式たばこについても、当面、通常のたばこと同様に喫煙室以外では、喫煙できません。 なお、現時点の科学的知見では、加熱式たばこの健康影響はまだ明らかでないことから、引き続き国の動向を踏まえ検討します。
	改正健康増進法を踏まえ、推進計画に取り入れ、管轄内公共施設・場所の敷地内又は屋内全面禁煙の周知徹底、要請を具体的施策として盛り込む。	1	⑤ 「第3次鳥取県がん対策推進計画」や「鳥取県健康づくり文化創造プラン（第三次）」に具体的な施策の目標数値等を設定しているところです。今後、国の定める改正健康増進法に伴う政省令、ガイドラインの内容を踏まえて推進に努めます。
	東京都や千葉市の受動喫煙防止条例と同様の条例制定が望まれる。分煙では煙は必ず漏れる。公共施設や飲食店、家庭内で全面禁煙の徹底・推奨をお願いしたい。	1	⑤ 本県では、平成22年6月に鳥取県がん対策推進条例を制定し、禁煙に取り組もうとする方への支援及び分煙・喫煙の制限等による受動喫煙防止対策を推進しているところです。 県独自の受動喫煙防止条例を制定することは、現在のところ考えていませんが、引き続き、受動喫煙防止対策を一層推進していきたいと考えています。
	喫煙者に対して、禁煙外来治療費助成制度を予算化することが有効。	1	④ 平成23年に鳥取県独自に禁煙治療費助成制度を創設しましたが、平成28年診療報酬改定による保険適用要件の引き下げにより、当該助成事業の対象者が保健適用となったことから、事業を終了しました。

薬剤師の採用状況等に係る調査結果について

平成30年11月29日

医療・保険課

本県では、県内の薬剤師不足を背景に、平成24年度から、鳥取県薬剤師会等と連携して、薬剤師確保対策事業に取り組んでいるが、この度、県内の薬剤師の採用状況、需要動向等を把握するため、病院・薬局を対象にアンケート調査を実施したので、結果の概要を報告する。

1 調査時点等

- (1) 調査時点：平成30年9月1日
- (2) 調査対象：44病院、278薬局
- (3) 回収率：73%（病院：98%、薬局：69%）

2 今回の調査結果

- (1) 平成30年度の薬剤師採用実績（常勤換算）（平成30年4月1日～9月1日 ※一部3月下旬採用含む）
 今春以降、新たに薬剤師（パート等を含む）を採用した病院・薬局の状況は次のとおり、前回調査時とほぼ同程度であった。

	今回(H30)調査	前回(H28)調査
採用施設数	40施設	39施設
採用人数(人)	47.9人	46.4人
うち新人薬剤師(人)	28人	29人

(2) 薬剤師の需要（常勤換算）

今回調査では、「早急に必要な薬剤師数」が前回より若干減少（△14%）していることから、薬剤師不足の逼迫した状況が多少改善傾向にある可能性も考えられるが、「将来的な必要数」は大きく増加（26%）しており、結果として、全体の必要数は増加（6%）していることとなり、依然として薬剤師の需要が高い状況である。

（単位：人）

	前回(H28)調査(A)			今回(H30)調査(B)			差引(B-A)			(参考) H28 増減割合
	病院	薬局	計	病院	薬局	計	病院	薬局	計	
早急に必要(1年以内)	41.3	87.1	128.4	41.6	68.6	110.2	0.3	△18.5	△18.2	△14%
将来的に必要(5年程度)	32.0	94.6	126.6	39.6	119.8	159.4	7.6	25.2	32.8	26%
計	73.3	181.7	255.0	81.2	188.4	269.6	7.9	6.7	14.6	6%

(3) 薬剤師を必要とする理由

①早急に必要理由

前回調査時と同様に、「勤務体制に余裕がない」、「育休・退職等予定あり」などが主な理由であり、特に薬局では「繁忙時に患者対応等で支障が出ている」との回答も多い。

その他では、病院では、「病棟業務の拡大」、「時間外勤務の削減」、「育休後の短時間勤務者の増加」、薬局では、「在宅業務の時間がとれない」、「土曜日も開局を予定」、「県外からの異動者、応援者で対応（地元採用必要）」などの理由もあった。

②将来的に必要な理由

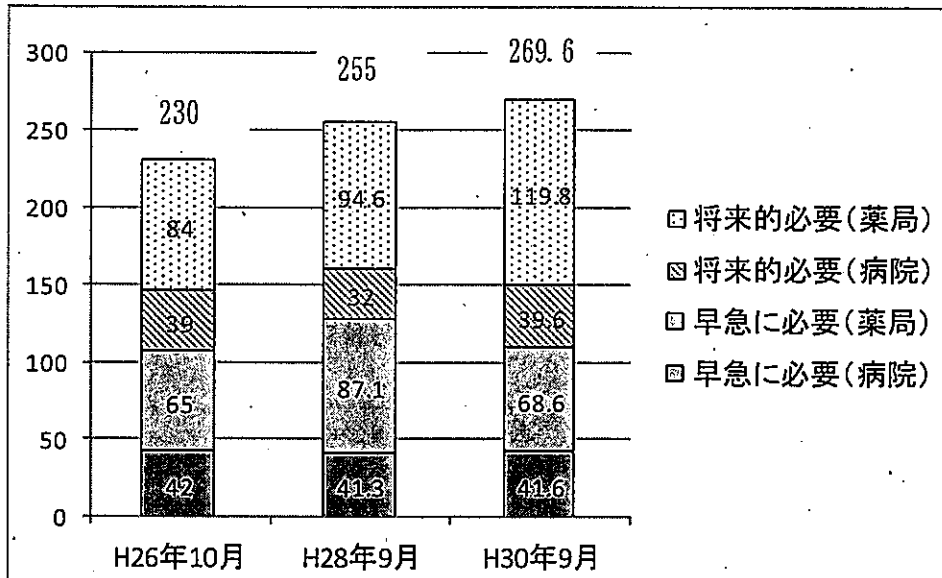
将来的に薬剤師が必要と回答した95薬局のうち62薬局（65%）が、「業務の充実・拡大を希望」と回答しており、うち半数以上が在宅業務を明示した回答であった。

3 薬剤師の需要の推移

病院の「早急な必要人数」については、近年、ほぼ同程度で推移しているといえ、40人程度の不足感が継続している模様。

薬局の「将来的必要数」は年々増加している。地域包括ケアシステムの構築が急務となる中、薬剤師の在宅医療や地域住民の健康づくりへの更なる参画についての社会的要請に応えようとする背景があることが推測される。

(単位：人)



これまで、様々な薬剤師確保対策を講じてきているが、全体の需要は年々増加している状況にあり、引き続き、薬剤師を取り巻く環境や制度の動向を注視しながら、関係者と連携して、薬剤師確保対策を推進する必要がある。

(参考) 平成28年度以降 新規又は拡充実施してきた薬剤師確保対策

1 高校生・保護者等向けセミナー【H30拡充】

薬学部設置大学から講師を招き、薬学部のカリキュラムや授業の紹介、特色などを紹介するとともに、県内の様々な職域で活躍する若手薬剤師の体験談の発表などを通じて、高校生や保護者等の薬学部や薬剤師についての理解を深め、薬学部進学につなげることを目的として、県薬剤師会が主体となり平成27年度から実施。今年度は、従来県内1か所の開催を、東部と西部の2か所で拡充開催した。

2 薬学生インターンシップ【H30拡充】

薬剤師を目指す全国の薬学生を対象に、県内の病院、薬局、行政機関において、薬剤師の様々な業務や就業環境の体験機会を提供し、卒業後の進路検討の参考としていただくとともに、県内就業のきっかけづくりを促進することを目的として、平成26年度から実施。今年度は、従来夏期の2日間の実施を3日間に拡充するとともに、新たに冬期から春期にかけても実施する予定。

3 大阪薬科大学との就職支援協定の締結・協働事業の実施【H30新規】

今年4月に、薬系単科大学の大阪薬科大学、(公財)ふるさと鳥取県定住機構と就職支援協定を締結。本県と同大学の協働事業として、同大学のオープンキャンパスに参加を希望する県内の高校生・保護者を対象として送迎バス(無料)を運行。

4 薬剤師確保に向けた意見交換会【H29新規】

平成29年度から、これまで実施してきた事業の検証、課題の整理、今後取り組むべき事業等について教育関係者、移住定住推進関係者等を交えて、関係者による意見交換を実施。

安定ヨウ素剤の事前配布の実施結果について

平成30年11月29日
医療・保険課
原子力安全対策課

県と米子市及び境港市は、島根原子力発電所から5～30km（UPZ）圏内に居住する住民が、原子力災害発生時に一時集結所等において安定ヨウ素剤を服用できるよう備蓄等の体制を整備していますが、一時集結所等で速やかに安定ヨウ素剤を受け取ることが困難で、希望される方に対し、下記のとおり安定ヨウ素剤の事前配布を実施しました。

記

1 事前配布の実施結果

次表のとおり、米子市及び境港市の両市で6回の事前配布説明会を開催し、228人（74世帯）に配布した。

区分	配布状況（単位：人）			事前配布説明会の開催状況		
	申請	配布	辞退等	開催日	会場	備考
米子市	83	69	14	9月29日（土）	富益公民館	
				10月3日（水）	大篠津公民館	当日出席予定者が少数のため、他の日程で配布することを調整した上で中止
				10月11日（木）	河崎公民館	
				10月14日（日）	住吉公民館	
境港市	192	159	33	9月30日（日）	境港市保健相談センター	台風のため中止（当日出席予定者との日程で調整）
				10月3日（水）		
				10月6日（土）		台風のため中止（当日出席予定者との日程で調整）
				10月11日（木）		
				11月18日（日）		上記の2回中止に伴う追加開催
合計	275	228	47	（注）表中の「辞退等」とは、申請後に受け取りを辞退したり、説明会を欠席された方		

※ 中止を決定する際には、当日出席予定者に事前連絡し、他の日程への振替の調整を実施した。

※ 安定ヨウ素剤の事前配布は、来年度以降も毎年実施する予定である。

2 来年度以降に向けた検討課題

- ・今年度の配布者は228人であり、対象人口（72,052人）の約0.31%であった。今年度は以下の広報に努めたが、今後も効果的な広報のあり方を両市と検討する必要がある。

【広報の実施内容】

県	ホームページ、地元2紙の新聞広告、報道機関への資料提供、窓口にチラシ配架
両市	ホームページ、市報、幼稚園・保育所・小学校・中学校の保護者へのチラシ配布、窓口にチラシ配架

- ・問診票など提出書類について記入しにくい項目の指摘や説明資料の配布について希望等があったため、必要な見直しを行いたい。
- ・説明会の会場で、一部、問診や配布の場面で待機時間が長くなることもあったため、実施体制等について必要な見直しを行いたい。

平成30年度 第3回県・市町村国民健康保険連携会議の検討結果について

平成30年11月29日
医療・保険課

- 1 日時 平成30年10月9日(火) 午後1時30分から3時30分まで
- 2 場所 中部総合事務所講堂
- 3 出席者 市町村国保主管課長 等
- 4 主な内容

これまでの第1回、第2回会議での検討結果を踏まえ、平成31年度の保険者努力支援制度、納付金等の算定に向けた作業などについて、次のとおり検討を進めていくことで合意。

(1) 納付金の算定等について

○保険料水準の平準化に向けて、計画的・段階的に進めていく必要がある。そのため、検討が必要な課題と方向性等を整理し、市町村の納得と理解を得ながら進めていく。

○激変緩和は、国の適用期間の期限となっている平成35年度に向けて、段階的（5分の1程度ずつ）に縮小することとする。

※ 国の激変緩和に係る暫定措置分が、平成31年度から段階的に縮小され、普通調整交付金に振替。

	H30	H31
普通調整交付金	300 億円	350 億円
暫定措置	300 億円	250 億円

○納付金算定のスケジュールについて

平成30年度と同様 10月下旬 国からの仮係数を基に試算を開始（具体的な検討の開始）
12月下旬 国からの確定係数を基に本算定を開始
1月上～中旬 市町村ごとの納付金の決定

(2) 平成31年度保険者努力支援制度について

○保険者努力支援制度の県分の取扱

・県分に配分される公費の取扱については、昨年度と同様に、この国保制度改革に伴い新たに整備した国保情報集約システムに係る共通の維持経費として市町村に配分したのち、残額すべてを納付金から差し引いて算定する。

《参考：保険者努力支援制度に係る平成30年度の交付額》

区分	全国	鳥取県	
		交付金総額	一人当たり交付額
都道府県分	約500億円	229,913千円	1,797円
市町村分(※)	約500億円	176,359千円	1,378円

※ 市町村分は、市町村へ配分され、保険料から集める金額に充当

(3) その他報告事項等

○市町村標準事務処理システムの導入について

・実施中の国の市町村事務処理標準システム導入意向調査の結果を踏まえ、引き続き導入に向けた検討を行う。

